



環政第2059号  
平成24年12月21日

北中城村長  
新垣 邦男 殿

沖縄県知事  
仲井眞 弘 参



アワセ土地区画整理事業に係る環境影響評価書に対する知事意見について

平成24年11月9日付け北中建第364号により送付のあったみだしの環境影響評価書については、沖縄県環境影響評価条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第22条第1項の規定に基づき、別添のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べます。

## アワセ土地区画整理事業に係る環境影響評価書に対する知事意見

本事業は、平成22年7月に返還された面積約48haのゴルフ場として使用されていた軍用地跡地で実施される事業であるが、事業実施区域周辺には植生自然度の高い森林が多く分布し、貴重な動植物が多く生息・生育していることから、本事業の実施に当たっては、事業実施区域周辺の環境、特に事業実施区域周辺に生息・生育する動植物への影響について、十分な配慮が必要である。

また、事業実施区域内には、集落の拝所が集められた御嶽が存在しており、今後も現状と同様、集積された状態で維持・管理を行うこととしているが、御嶽は人々の精神の拠り所となる場所であることから、適切な保全計画が実施される必要がある。

以上のことを踏まえ、補正評価書の作成に当たっては、下記の事項について勘案し、評価書の記載事項に検討を加えて、事業実施区域周辺の自然環境及び生活環境の保全に万全の対策を講じること。

### 記

#### 1 事業計画について

- (1) 事業実施区域内東側の墓地のある谷地の埋立てについては、準備書段階と比較して盛土量及び盛土面積を減少させた計画としているが、事業実施区域東側の樹林地や河川には貴重な動植物種が多く生息・生育しており、当該地域の生態系を保全する必要があると考えられることから、盛土による埋立てを回避することを、再度検討すること。
- (2) 雨水を浸透させるための対策として、村道歩道及び商業施設の駐車場を透水性舗装にすること並びに戸建て住宅ゾーンに芝張りを要請することが記載されているが、事業実施区域が水系を東西に分ける分水嶺に位置していること及び事業実施区域周辺の河川や水路等に貴重な動植物が生息・生育していることを踏まえ、それぞれの水系への影響を考慮した対策であるかを確認し、必要に応じて、緑地計画の見直しも含めた浸透機能の再分散を検討すること。
- (3) 事業実施区域は、都市計画法に基づく用途地域の指定が予定されており、それに伴い、事業実施区域内が環境基本法に基づく環境基準を当てはめる地域類型の指定の対象並びに騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の区域指定の対象となることから、施設計画を検討する者に対して、これらに配慮するよう要請等を行うこと。

#### 2 騒音について

事業実施区域内西側に設置する調整池については、調整池の擁壁工事において集落側に最も近い箇所の工事を行う際に、環境保全目標を超える可能性があることから、環境保全措置として敷地境界に遮音壁を設置し、環境保全目標を満足できるようにする、としているが、以下の点について対応すること。

- (1) 遮音壁を設置する前の建設作業騒音値を示すこと。また、遮音壁の透過損失を15dB程度としているが、その算出根拠を示すこと。

(2) 遮音壁の効果を検証するため、擁壁工事を行う際に事後調査を実施すること。

### 3 赤土等による水の濁りについて

(1) 工事中に設置する沈殿池について、過去10年間の日最大降雨量及び1時間最大降雨量に対応する容量となっているかを確認し、その算定根拠も含めて評価書に記載すること。

(2) 沈殿池については、貯留されている濁水が処理されて排水され、次の降雨に向けて容量が確保されるよう、維持・管理に努めること。

### 4 水象について

(1) 事業の実施によって生じる事業実施区域周辺の河川や水路等へ流入又は湧出する水量の変化について、評価書においては、供用時のみ予測及び評価が行われていることから、工事中における水量の変化に対する予測及び評価を行うこと。また、水象の変化に伴う影響（陸域生物、陸域生態系への影響等）についても予測及び評価を行い、必要に応じて、環境保全措置の検討及び事後調査を実施すること。

(2) 事業の実施によって生じる事業実施区域周辺の河川や水路等の水量の変化の予測において、既存資料の流出係数が用いられているが、現況と存在・供用時における当該数値の比較により地下涵養量の減少は生じないとする予測結果には不確実性があると考えられる。については、事業の実施によって生じる事業実施区域周辺の河川や水路等の水量の変化について、事後調査の実施を検討すること。

### 5 土壌汚染について

地下水の環境監視調査の調査方法として、「汚染土壌が確認された箇所及び井戸周辺を掘り取り、地下水を採取する」という記載があるが、「掘り取り」という手法が、どのようなものかが明確ではないことから、その手法について詳細に記載すること。

また、当該調査方法が、土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン等に基づく適正な手法であったか否かについて確認すると共に、適正でなかった場合は、適正な手法を用いて実施すること。

### 6 陸域植物について

(1) 事業の実施によって生じる河川や水路等の水量の変化による事業実施区域周辺に生育する陸域植物（マツバラン及びカクラン）への影響について、上記4(2)を踏まえて、河川や水路等に生育する貴重な植物種について事後調査の実施を検討すること。

特に、カクランについては、現地調査において、渡口川水系の河岸でのみ確認されており、影響を受けるおそれがあると考えられることから、事後調査を実施すること。

(2) ヤリテンツキについては、村が管理する公園芝地へ移植することとしているが、供用開始後、移植先の公園芝地の草刈りの際にヤリテンツキが刈り取られることがないよう管理者へ周知するとともに、看板等による注意喚起についても検討すること。

### 7 陸域動物及び陸域生態系について

(1) 事業の実施によって生じる河川や水路等の水量の変化による事業実施区域周辺に生息する陸域動物への影響について、上記4(2)を踏まえて、河川や水路等に生息する

貴重な動物種及び陸域生態系について事後調査の実施を検討すること。

- (2) 工事計画では、夜間工事は実施しないこととしているが、工事時間帯を8時～20時とし、日没後の作業においては照明を用いることとしており、陸域動物及び陸域生態系に対する影響が考えられることから、工事中の夜間照明による影響について、予測及び評価を行うこと。
- (3) 工事中における環境保全措置として、改変区域内へ動物が入り込むことを防ぐと共に、工事前に改変区域内から移動した動物の再侵入を防止するために「進入防止柵及び注意看板の設置」が記載され、また、供用時における環境保全措置の1つとして、一般車両によるロードキル防止のために「注意看板を工事中から引き続き設置する」と記載されているが、工事中と供用時では環境保全措置の目的は異なっており、また看板による注意喚起の対象者も異なると考えられることから、工事中及び供用時の看板への注意喚起の内容について、可能な限り詳細に示すこと。
- (4) 陸域生態系において、航空写真により把握した事業実施区域の基盤環境の時間的変化について記載されているが、以下の点について対応すること。
  - ア 調査結果においては、1947年撮影の写真が掲載されているが、方法書に対する都市計画決定権者の見解においては、「終戦直後（1946年2月）に米軍が撮影した航空写真を入手した」と記載されているので、整合を図ること。また、掲載されているそれぞれの写真について、出典を記載すること。
  - イ 評価書に掲載されている写真では、植生の様子が判読できないと考えられる写真もあることから、判読の方法を示した上で、分析した内容について詳細に記載すること。

## 8 歴史的・文化的環境について

事業実施区域内に位置するトゥヌヤマ御嶽の保全計画案について、対象となる範囲を記載すること。また、その際には、御嶽と周辺の植生が一体のものとして保全されるような範囲を検討すること。

## 9 廃棄物について

- (1) 一般廃棄物及び産業廃棄物の区分については、準備書の知事意見に対応して区分が見直されているが、未だ誤りの箇所が散見されることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係通知を再度確認し、廃棄物の性状及び排出状況を踏まえ適切に区分した上で、再度予測及び評価を実施すること。
- (2) 産業廃棄物の処理については、可能な限り、産業廃棄物処理業者の営業実態や発生する産業廃棄物の性状等を踏まえ、当該業者が発生する産業廃棄物を実際に受け入れる能力があるかどうかを考慮した上で、必要に応じて、再度予測及び評価を実施すること。
- (3) 再生利用が不可能な廃棄物については、最終処分場で処理する前に可能な限り破碎・焼却等の中間処理を行い、最終処分量の削減を図ることを検討すること。また、当該検討結果を踏まえ、必要に応じて、再度予測及び評価を実施すること。